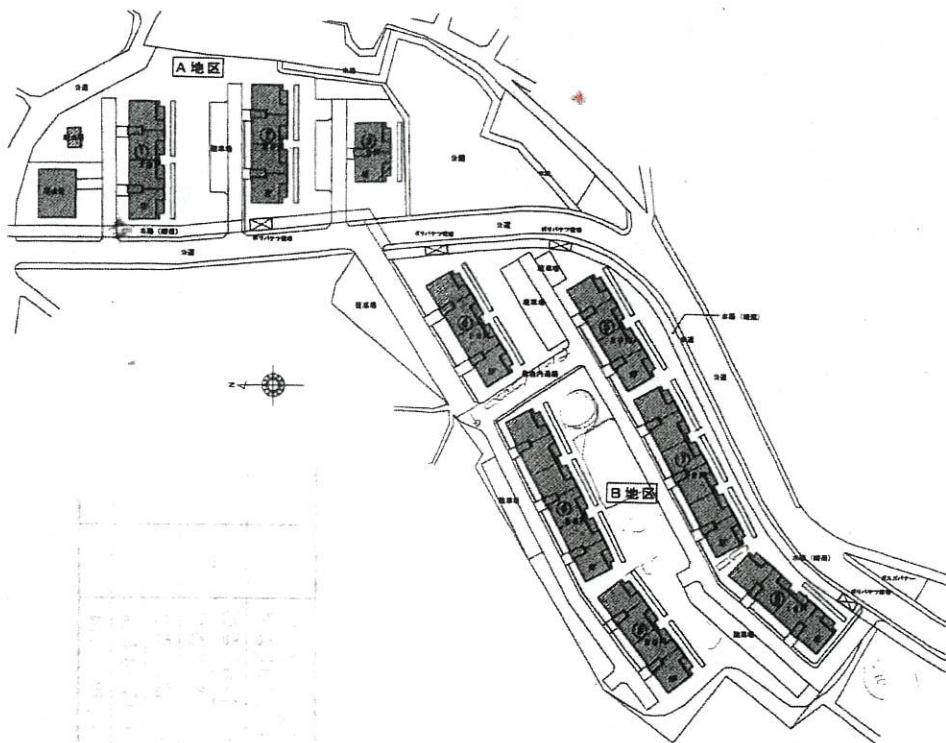


7/11 日

和泉中央南ハイツ

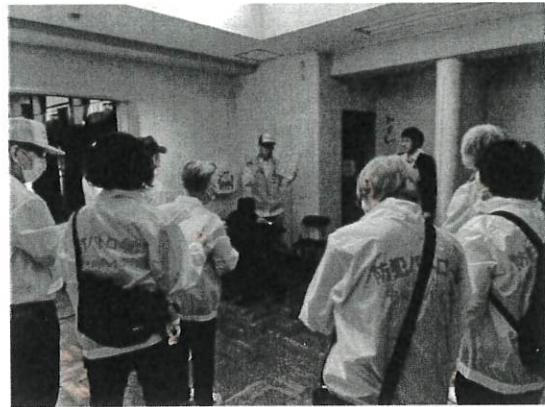
防災マニュアル



令和7年4月1日
和泉中央南ハイツ自主防災委員会

防災訓練

地域防災拠点訓練（中和田中学校地域防災拠点）
3町会で200名規模の訓練を毎年実施します。



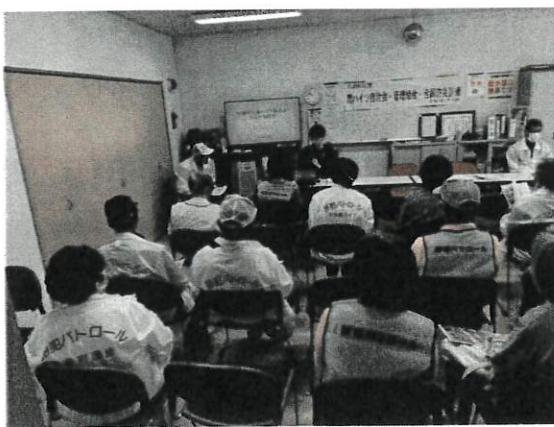
今年度からペット対策も



家庭防災員 DIG 訓練



管理組合・自治会合同訓練
危機管理係より講演



初期消火訓練・救急救命訓練



目 次

1 はじめに (防災マニュアルの趣旨、基本的態度)	4P
2 基本情報 (1) マンションの概要 名称、住所、構造、施工年、住戸数等	4P <i>目次に書くのは、 省略はしよう。</i>
(2) 災害基本情報 地域防災拠点場所、想定震度、液状化危険度、土砂災害、浸水想定区域該当	<i>→ 省略</i>
3 平常時編	
(1) 自助（各戸での取り組み）	
ア 各戸で想定される被害の事前掌握	
イ 家具類の転倒・落下・移動防止 (家具類の配置や固定方法の点検・見直し)	<i>やかうの件数の防止 → 目次には省略はしよう。</i>
ウ 防災備品の備蓄 (日常備品、防災備蓄品、非常用持ち出し袋)	<i>目次には省略はしよう。</i>
オ 災害時に備えた知識の習得 (火災発生時の行動、マンションの地形を知る、避難所、避難経路の把握)	
カ 家族会議	<i>目次には省略 はしよう。</i>
(2) 共助（管理組合の取り組み）	
ア 施設設備整備の点検	
・想定される被害の事前把握	
・建物の安全確保	
・施設の点検と活用	
・管理会社と協議	
・共用施設の利用方法の検討・決定	
・設備の点検と活用	
・防災に関する設備の把握	
・防災備蓄遺品の確保と管理	
イ 防災活動とコミュニティづくり	
・防災専門の体制と人員の確保	
・防災活動組織の設置	
・入居者名簿の作成	
・災害時要援護者の把握と支援	
・防災訓練等の計画と実施	
・マンションのコミュニティづくり	
ウ 地域との連携	

- ・地域と連携する。(地域防災拠点、区役所、消防所)
- ・地域の行事、祭事への参加と協力

4 発災時編

(1) 地震直後の行動

- ア 室内にいる時に地震が発生した場合
- イ 共用部にいる時に地震が発生した場合
- ウ 安全に避難する場合

(2) 発災時の活動の流れ

(3) 対策本部の体制

(4) 対策本部の主な活動内容

(5) 対策本部の活動場所(例)

発災期(地震発生直後～1日目の活動)

- ・各住戸の活動
 - ・対策本部の活動
- イ 被災生活期(2～3日の行動)
- ・対策本部の活動
- ウ 復旧期(4日目以降の活動)
- エ 各様式

1はじめに

(防災マニュアルの趣旨) 不要です

地球規模での異常気象による洪水や山火事などの報道が連日されており、又、我が国におきましても能登地方のように地震・津波・洪水が重ねて発生し、又、全国各地でも、大災害の発生が心配されております。

「和泉中央南ハイツ」におきましては、以前より、自治会・管理組合で協力し、更に、地域自治会とも連携し、防災活動をしてまいりましたが、横浜市が2022年に「よこはま防災力向上マンション認定制度」とその基準を定めましたので、それを目指し、一人でも多くの皆様が、いつか来る大災害を生き残る為、「今から」「いざ」というときのために「防災マニュアル」を定めました。

2. 基本情報

(1) 「和泉中央南ハイツ」の概要

「和泉中央南ハイツ」の建物・設備の概要等 *重複あるので省略します。*

1) 敷地、建物の概要 団地(全体)

マンション(団地)名	和泉中央南ハイツ	
管理組合名	和泉中央南ハイツ管理組合	
理事長名	島田 詠子	
所在地	横浜市泉区和泉中央南3-20-9	
敷地面積	14,374 m ²	権利関係(<input checked="" type="checkbox"/> 所有権・ <input type="checkbox"/> 借地権・ <input type="checkbox"/> 地上権)
建築面積(建ぺい率)	3,065 m ²	(現行40%)
延べ面積(容積率)	13,702 m ²	(現行80%) (注)
専有面積の合計	約10,580 m ²	最多住戸面積 56.99 m ² / タイプ別専有面積: 別表
構造	PC 造	
階数／棟数	地上 5階／ 7棟 、地上 4階／ 2棟	
住戸数	住戸 184戸 (注)	
竣工日	昭和49年 (経年50年)	

2) 設備、附属施設の概要 (注)団地型(複数棟)の場合は、団地(全体)と棟別に区分

給・排水設備	<input type="checkbox"/> 圧送ポンプ、 <input type="checkbox"/> 受水槽、 <input type="checkbox"/> 高置水槽、 <input checked="" type="checkbox"/> 直結増圧、 <input checked="" type="checkbox"/> 公共下水道
ガス設備	<input checked="" type="checkbox"/> ガス
空調・換気設備	<input type="checkbox"/> 空気調和機、 <input checked="" type="checkbox"/> 換気
電力設備	<input type="checkbox"/> (自家用)受変電室、 <input checked="" type="checkbox"/> 避雷針、 <input type="checkbox"/> 自家発電
情報・通信設備	<input type="checkbox"/> テレビ共聴(<input type="checkbox"/> アンテナ・ <input checked="" type="checkbox"/> ケーブル)、 <input checked="" type="checkbox"/> インターネット、 <input checked="" type="checkbox"/> インターホン、 <input type="checkbox"/> オートロック、 <input type="checkbox"/> 防犯カメラ等、 <input type="checkbox"/> 電波障害対策、 <input type="checkbox"/> その他()
消防用設備	<input type="checkbox"/> 屋内消火栓、 <input type="checkbox"/> 自動火災報知器、 <input type="checkbox"/> 連結送水管

	<input type="checkbox"/> その他()
昇降機設備	<input type="checkbox"/> 昇降機(0)台
駐車場設備	<input checked="" type="checkbox"/> 平面(126)台、 <input type="checkbox"/> 機械式()台、 <input type="checkbox"/> 自走式()台、計()台
附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> 集会室(<input type="checkbox"/> 棟内、 <input checked="" type="checkbox"/> 別棟)、 <input checked="" type="checkbox"/> 管理員室(<input type="checkbox"/> 棟内、 <input checked="" type="checkbox"/> 別棟)
その他	<input checked="" type="checkbox"/> 自転車置場、 <input checked="" type="checkbox"/> ゴミ集積所、 <input checked="" type="checkbox"/> 遊具(プレイロット)

3)関係者

分譲会社名	神奈川県住宅供給公社		
施工会社名	東急プレハブ株式会社		
設計・監理事務所名	神奈川県住宅供給公社		
管理会社名	自主管理	Tel () -	
	管理員名	勤務形態(平日常勤)	Tel (045) 803-5298

4)管理・所有区分

[団地型の場合]

部分	区分
団地	団地一括管理
棟別	

5)維持管理の状況 (団地／ 9 棟) (複数棟の場合)

①法定点検等の実施

点検等	実施年月	点検等の結果の要点
給水増圧装置定期点検	毎年年6月	特に問題なし
受水槽定期点検・水質検査		設備無し
FM弁定期検査		設備無し
受水槽管理法定定期検査		設備無し

②調査・診断の実施

調査・診断	実施年月	調査・診断の結果の要点
建物劣化診断調査	2019年1月	大規模修繕工事基本計画のための劣化診断
1年目アフター点検	2023年1月	大規模修繕工事1年目アフター点検
	年 月	

③主な修繕工事の実施

箇 所	実施年月	修繕工事の概要
直結増圧給水に変更	2018年10月	加圧給水方式を廃止し、直結増圧給水方式に変更工事
建物内外照明LED化	2018年12月	外構・駐輪場・階段室・出入口等すべてLED照明に変更工事
建物内汚水堅管更新	2019年12月	建物内全戸分の汚水鉄管を塩ビ二層管に更新工事
大規模修繕工事	2021年12月	第3回目大規模修繕工事(屋上・床防水、外壁・鉄部塗装)
バルコニーサッシ更新	2022年10月	全戸南面3連バルコニーサッシ更新工事

④長期修繕計画の見直し

時 期	実施年月	見直しの要点
2016年度見直し実施	H28年9月～	原状の劣化状態の把握。給水塔の解体時期。直結給水。汚水管の更新
2022年度見直し実施	R4年3月	期間30年間に拡張。30年間で2回の大規模修繕工事。
	年 月	

6)保存図書

<input checked="" type="checkbox"/> 設計図書	(竣工図)
<input type="checkbox"/> 構造計算書	
<input checked="" type="checkbox"/> 数量計算書	(修繕工事契約図書に基づく数量計算書)
<input type="checkbox"/> 確認申請書副本	<input type="checkbox"/> 確認済証、 <input type="checkbox"/> 検査済証
<input type="checkbox"/> 分譲パンフレット	<input type="checkbox"/> アフターサービス規準
<input checked="" type="checkbox"/> 点検報告書	<input checked="" type="checkbox"/> 法定点検、 <input checked="" type="checkbox"/> 保守契約による点検
<input checked="" type="checkbox"/> 調査・診断報告書	(過去に実施したもの)
<input checked="" type="checkbox"/> 修繕工事の設計図書等	(仕様書、図面、数量計算書等)
<input checked="" type="checkbox"/> その他関係書類	<input type="checkbox"/> 電波障害協定書、 <input checked="" type="checkbox"/> その他()
<input checked="" type="checkbox"/> 長期修繕計画	<input checked="" type="checkbox"/> 現に有効な長期修繕計画
<input checked="" type="checkbox"/> 管理規約	<input checked="" type="checkbox"/> 現に有効な管理規約 <input type="checkbox"/> 原始規約

(2) 災害基本情報

これらの項目は省略します。

以下の番号を
揃えます。

(全文を追記)

1) ← 1. 地域防災拠点について

「泉区生活、防災マップ」より、地域指定防災拠点(指定緊急避難場所)

→中和田中学校 横浜市泉区和泉中央北 2-5-1

2) ← 2. 想定震度

「泉区 元禄型関東地震被害想定地震マップ」より

関東大地震をもたらした大正型関東地震の約2倍のエネルギーを発するマグニチュード8.1の想定地震。市内最大震度は震度7と想定されています。

→「和泉中央南ハイツ」においては、予想震度は6強。

3) → ③ 液状化危険度

- a 「元禄型関東地震被害想定 液状化マップ：泉区」
- b 「東京湾北部地震被害想定 液状化マップ：泉区」
- c 「南海トラフ兄弟地震被害想定 液状化マップ：泉区」

のいずれのマップにおいても

→ 「和泉中央南ハイツ」においての液状化危険度は

「液状化危険度は低い $0 < PL \leq 5$ 」になっています。

4) ← ④ 土砂災害について

- 「泉区 土砂災害ハザードマップ」

- a 「泉区 土砂災害警戒区域(急傾斜地)」

- b 「泉区 土砂災害特別警戒区域(急傾斜地)」

のいずれのマップにおいても

→ 「和泉中央南ハイツ」においては、隣接地を含めその指定はありません。

5) ← ⑤ 洪水浸水想定区域の有無について

「泉区 洪水ハザードマップ」では、想定基準として想定最大規模の降雨：24時間で、632 mmにおいて、浸水区域が想定されていますが、

→ 「和泉中央南ハイツ」においては、洪水浸水想定区域はありません。

6) ← ⑥ 内水浸水想定区域について

「泉区 洪水ハザードマップ」では、瞬間最大大雨を想定した内水浸水の浸水深を想定しております。想定条件 想定最大規模の降雨：153 mm/h で

→ 「和泉中央南ハイツ」においては 20 cm～50 cm(床下浸水相当)と想定されています。

木畠顧問担当

3 平常時編

(1) ① 自助(各戸の取り組み)

ア 各戸で想定される被害の事前把握

大規模地震。大震災が発生した際には各戸で様々な被害が発生するので事前に日頃から被害を把握し、対策を講じておくことで被害を最小限に抑えます。

家具や電気製品、(冷蔵庫等の転倒、落下、移動、ガラスの飛散等による負傷者、施設の破損、調理中の地震による火災の発生、電気、水道、ガス、などライフラインの停止、食料品や日用品の不足、電話やメールの通信障害等の被害が予想されます。日頃から家庭内で身の安全と被害を最小限に抑えるように検討し実践します。

イ 家具や電化製品の転倒・落下・移動やガラスの飛散の防止

(家具類の配置や固定方法の点検・見直し)

タンスやクローゼット本棚は市販の突っ張り式の家具転倒防止器具でしっかりと固定します。二段重ねの家具は金具等で連結します。冷蔵庫等でキャスターの付いているものは、ストッパーで固定し、ベルト式器具など壁につける上に落下しやすいものを載せない様々な対策方法を組み合わせることで、より大きな効果が期待できるガラス部分には、破片が飛び散らないように飛散防止フィルムを貼りつけます。食器棚は扉が開かないように留め金を付ける、地震発生時、家具が転倒しても被害が生じないように配置を見直します。テレビは壁に台に固定する。

ガラスの前に家具を置かない。(倒れた際にガラスが割れる。)

壁に沿って家具を配置する。(離して配置すると倒れやすい。)

寝室には背の高い家具を配置しない。(就寝中に倒れてくる可能性がある。)

避難通路の近くに家具を配置しない。(避難経路を塞いでしまう。)

※参考資料 もしもにそなえよう 10 頁

※参考 「家具類の転倒、落下、移動防止対策ハンドブック」東京消防庁

②

【調理中の地震による火災発生】

住宅用火災警報器は消防法により全ての住宅に設置が義務付けられています。当ハイツは全戸設置されています。(令和6年10月20日に一斉点検実施)

火災発生時に使用できるように、定期的に消火器の設置場所を確認します。

電気、水道、ガス、等のライフラインの停止 対策
(停電時の対応)

通電火災を防ぐため電化製品の電源を切りコンセントからプラグを抜き、ブレーカーを落とします。ブレーカーの位置は事前に確認します。

夜中の場合は暗闇のなかでの行動は危険です。特に地震時には割れたガラスを踏んでしまうこともあります。懐中電灯照明を用意すると共にベットの下など、近くにスニーカーを用意する。

(断水時の対応)

一人一日3リットルを目安に最低3日分の飲料水を各戸で用意します。風呂の残り湯は捨てずに、生活用水として使用します。

汚水管に被害があった場合は、トイレが使えなくなります。簡易トイレなどを用意します。一人一日5回分、各戸で用意します。

(ガス供給停止時の対応)

震度5強以上の揺れを感じた場合には、ガスマーティーが自動的にガスを止めます。異常が無いときには各自で復帰させることができます。事前に復帰を確認します。

カセットコンロ・ガスボンベを用意しておきます。ガスボンベは予備を含めた数を各戸で用意します。

(食料、日用品などの不足)

大規模な震災によってライフラインが停止すると、早期の復旧が見込めず、生活に不便が生じることが予想されます。

この以前
文とこれ以
前の文
が変わった
文章が列挙的
はさむかに統一さ
れて下さる

~~ここは前の文とかみ合はないので省略します。~~

一般にマンションは耐震性に優れ、倒壊の可能性は低いと言われていますが、~~このため~~ 最低3日間は自宅で生活できるように、各戸で水・食料・生活必需品などを、あらかじめ用意します。

これらのものは、各家庭での用意が原則です。~~手に日頃利用している食料品や生活必需品を少しだけ購入してあくまで常備蓄えます。~~

(各家庭での備蓄品(例)) 我が家の備蓄リスト(参考資料もしくはそなえよう6・7頁)

備蓄品の例		1人の一日分の備蓄数の目安	家族3日分の備蓄数の目安	家に備蓄しているもの	家にある備蓄数	備考 賞味期限等
飲 み 物	飲料水 水 お茶 スポーツ飲料等	3リットル	リットル		リットル	
主 食	アルファ米 缶入りパン カンパン 麺類 カップ麺	3食	36食	わかめご飯 ひじきご飯	24食	2029年 3月31日
お か ず	ツナ缶 さんま缶 焼き鳥缶 レトルトカレー コーン缶 五目豆など	1食2種類程度	食		食	
そ の 他	果物缶詰 栄養補助食品 お菓子 野菜ジュース	1種類	食		食	
家 族 用	ベビーフード 濃厚流動食 病者用食品		食		食	
トイ レ	処理袋など 凝固剤がセットになったもの	5回分	回分		回分	

- 玄関の近くなど、すぐに取り出せるところに保管しましょう。
- 家族全員で保管場所を把握しましょう。
- 賞味期限が過ぎないように気をつけましょう。

- 毎年9月1日（防災の日）など、確認する日を決めておきましょう。

(防災備品の備蓄)

(日常備蓄、防災備蓄品、非常用持ち出し袋)

発災直後は、インフラが停止したり、日用品の購入が困難になります。そのため普段と変わらない生活を自宅で送れるよう、備えをしておくことが大切です。

この内容は、震災と10日の延長と重複します。
これは省略します。

火 二 災害に備えた知識の習得

(火災発生時の行動、マンションの地形を知る、避難所、避難経路の把握)

泉区震災パンフレット「もしもに備えよう」を全戸配布しております。ときどきこの冊子に目を通し、もしもに備えましょう。(参考資料「もしもにそなえよう」)

火 三 家族会議

発災直後は電話が殺到し、被災地域内では電話が繋がりにくくなるため、家族間でも安否確認が出来なくなる場合があります。その際には災害用伝言サービスのほか、メールやSMSを活用しましょう。また、遠方の親戚などにお願いして連絡の中継点になってもらうなど、家族との連絡方法を確認しましょう。(参考資料「もしもにそなえよう」14 頁)

(2) 共助（管理組合の取り組み）

ア 施設設備の点検

南ハイツ内にどのような施設及び設備（備蓄）が整備されているか、そしてどのように利用するのかを確認します。また、いつ被害が起きても、それらが十分機能するように点検を実施します。南ハイツには、平成24年、空き地の活用という観点から、防災備蓄庫の設置をした。面積は9,3m²。備蓄品としては、食料以外のもの、災害時の必要なものを毎年60万円の予算で購入してきた。別紙参照（様式10）

- ・建物の耐震性能
- ・施設の状況
- ・共用施設の利用方法
- ・各設備の点検
- ・防災に関する設備の点検・利用方法
- ・備蓄物資の確保と管理

マニュアルは過去の内容ではなく、現在より今後マンションとしてやるべき内容を書くもので、過去の実績は、参考資料にてある。

IHWで記述します

- ・想定される被害の事前把握

各戸において、家具や電化製品の転倒・落下・移動や、ガラスの飛散による負傷者の発生、施設の破損

調理中の地震による火災の発生

電気・水道、ガスなどのライフラインの停止

食料、日用品などの不足

電話、メールの通信障害

手入れ

・建物の安全確保

- ・施設の点検と活用
- ・建物の耐震性能
- ・施設の状況
- ・共用施設の利用方法
- ・各施設の点検
- ・防災に関する設備の点検・利用方法
- ・備蓄物資の確保と管理
- ・防災に関する設備の把握

・防災設備の確保と管理

停電時の電源としては、ガソリン発電機1台、ガスボンベ発電機2台、ソーラー発電機1台を備えている。敬老会では各家庭にランタンをとどけた。現在はスマホの時代なので各発電機とも、スマホの充電設備を多く準備します。別紙（様式10）災害備蓄庫物資リスト

イ・防災活動とコミュニティづくり

各家庭での災害に対する備えは大切です。しかし、各家庭・個人の力だけで災害に立ち向かうには限界があります。災害時には協力して応急活動に取り組みことが被害拡大を防ぐことに繋がります。日頃から居住者同士で顔を合わせ、よりよい関係作りに努めましょう。阪神淡路の大震災でも、倒壊家屋から救出された方の約8割が、近隣住民により救出されたと報告されています。いざという時に備えて居住者・地域との協力体制を築くことが、マンション自体の防災力を高めることになります。

・入居者名簿の作成

南ハイツでは入居者名簿を作成・整備します。

名簿の（個人情報）の取り扱いには十分な注意を払います。運用のルールを決め、定期的に更新します。

このマンションは入居者の入れ替わりなどは、管理人が集会所に配置されており、常時管理組合と連携があり、名簿は常に新しいものを掌握している。別紙2 居住者名簿



・防災専門の態勢と人員の確保

平常時から防災に関して継続的かつ専門的に検討し、活動できる体制作りが大切です。

役員の任期	年	防災訓練の実施状況	年回 内容：
役員の人数	人	居住者名簿の有無	有・無
会合の回数	年回	災害時要援護者名簿	有・無

		の有無	
自主防災組織の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	防災マニュアルの有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>

②・防災活動組織の設置

和泉中央南ハイツでは、「和泉中央南ハイツ自主防災組織」を設置している。災害発生時には初動体制が何より重要です。情報の集約・伝達や活動指示を円滑に行うため、あらかじめ、本部長や各班員を定め、事前に「誰が」、「どのような役割」を担うのか具体的な計画を立てておく必要があります。

しかし、発災時にすべてのメンバーが在宅しているとは限りません。柔軟な対応ができるような組織作りをします。*そのため、班長以下の当初の業務をカード式に整理し、対策本部に集合して以降は、本部の*

(1) 対策本部の活動態勢 *受け取る初動の行動をとる対策本部要員が揃った以降は、本部の*



※物資班は2日目以降に追加します。

(2) 対策本部の主な活動内容

役 割	発災時の活動内容	平常時の活動内容
本部長・副本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の立ち上げ ・活動全体の把握及び指示 ・防災関係機関との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災活動（防災訓練等）の実施 ・防災関係機関、地域の町会・学校（避難所）との連絡
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・居住者の安否確認情報の収集、整理 ・建物内外の情報収集 ・居住者への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・居住者名簿及び災害時要援護者名簿の作成、管理 ・安否確認方法の確立
救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者及び要援護者の救出・救護・避難誘導 ・救護所の開設・運営 ・医療機関及び避難所への搬送・誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急手当講習等の受講 ・担架・医薬品等の備蓄管理
消防班	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火活動 ・建物の安全確認、安全確保 ・出入り口の管理、防犯活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火訓練 ・建物及び設備の実態掌握、点検、調査
給食・給水班	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄品及び救援物資等の管理・配付 ・避難所運営の協力 ・ごみ集積場所の確保・管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄物資の計画的配備及び管理 ・支援物資受け入れ態勢の整備

避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難路（所） ・標識点検 	・住民の避難誘導活動
-------	--	------------

③ 災害時要援護者の把握と支援

災害時要援護者名簿は、自治会が区役所と連携を取り、常に掌握されている。自治会組織は、階段ごとに委員を配置しているため、10件の家庭の状況はほぼ把握している。災害時には、この名簿は出していないが、近隣で守り合うシステムは、出来上がっている。

(=より)

④ 防災訓練等の計画と実施

南ハイツの居住者の防災訓練は2段階になっている。まず、南ハイツ全体として、管理組合と自治会協力での合同防災訓練が5月の第二日曜日に行う。

中和田中学校の地域防災拠点訓練は、12月第2日曜日に、中学校の体育館やその周辺を使い、近隣3町会200名を対象に毎年訓練を行う。

⑤ マンションのコミュニティづくり

災害時には普段からの近隣とのお付き合いが非常に大切になってくる。近所なればこそ、あそこの家族内容などお互いにわかり共助に繋がっていく。自治会主催の秋祭りや、合同防災訓練など、普段からの各種行事に参加することが、最大のコミュニティーに繋がる。

いざという時に備えて居住者・地域との協力態勢を築くことがマンション自体の防災力を高めることになります。

ウ 地域との連携

災害時には地域の住民防災組織（町会・自治会を母体とした防災組織など）や近隣の避難所、避難場所との連携が必要です。災害時には中和田中学校が地域防災拠点に指定されています。

自治会は、上部の組織、和泉中央連合自治会に所属しています。連合自治会の年間行事は、体育祭（スポーツフェスティバル）・ふるさと祭り・ソフトボール大会など多岐にわたって行われています。

中和田中学校地域防災拠点の運営委員として、自治会長は4年間委員長の任にあり、現在は副委員長として役所とのパイプなども行っている。

（地域防災拠点）

【中和田中学校】

（一時避難場所）

【プレイロット】（中庭）

現状のあり
話し方で
なく、毎年
いつ参加する
のかスケジュール
を記述下さい。

- ・地域と連携する。（地域防災拠点、区役所、消防所）

地域との連携は、泉区においてはホームページを各町会で開設されており、我が自治会でも（和

実績はすぐユーチューブではなく、参考資料に

泉中央南ハイツ自治会)で、詳細にホームページを開設しています。毎日 100 件前後のカウンターがあり、有効利用されています。

地域防災拠点は、中和田中学校に位置している。3町会で構成されていて、2年1期、交代で委員長の任になっている。昨年まで4年間は自治会長が委員長をつとめ、現在は副委員長としてその運営携わっています。

区役所とは、地域振興課とで「町のはらっぱ」を無償で借りている。ここは地域全体の一時避難場所として、泉区より指定されている。また防災訓練では総務課の危機管理係と連携を取り、防災訓練では毎年講演を行ってきている。また消防団中心に初期消火や LED 訓練なども行ってきている。

消防署よりの依頼事項として、全世帯を対象に、火災警報器の一斉点検を行った。今後、火災警報器の斡旋なども続けていきたい。

・地域の行事、催事への参加と協力

和泉中央連合自治会には、各種行事が予定されている。自治会メンバーからは、会長を始め、連合の専門部には全ての組織に入り込んでいる。またシニア（老人会）には連合の連長を輩出している。上部の連合や区の行事のも全面的に出席している。

地域の町会・自治会名に加えて、地域で実施される行事や祭事を掌握します。

- | | |
|-------------------|-------|
| ・秋のふれあい祭り（自治会） | 10月中旬 |
| ・スポーツフェスタ（連合自治会） | 10月中旬 |
| ・中和田コミュニティーハウス文化祭 | 10月下旬 |
| ・泉区民ふれあいまつり | 11月3日 |
| ・そよ風フェスタ（地域ケアプラザ） | 12月初旬 |
| ・連合自治会 ふるさとまつり | 12月初旬 |

に参加

参加し

)ユーチューブの
今後の行動
を記述
)過去の内容は
参考資料に

揭示用



4 発災時編

(1) 地震直後の行動

ア 室内にいる時に地震が発生した場合

発災時に最も重要なことは、慌てずに落ち着いて」行動することです。急な大地震に対して冷静に対応することは非常に困難です。しかし、日頃から地震発生時の自らの行動について具体的なイメージを持っておくことで、被害を最小限に抑えることができます。

① 0~1分 身の安全の確保

【リビング・キッチン】

- ・揺れを感じたらテーブルの下など安全な場所で、揺れが収まるまで」待機します。
- ・座布団やクッションがあれば頭部を保護します。
- ・タンスや本棚などの大型家具は店頭の恐れがあるため、近寄らないようにします。

【トイレ・風呂】

- ・比較的安全な場所ですが、電灯などが落下の恐れがあるため頭部を保護します。
- ・ドアが歪んで閉じ込められる恐れがあるため、ドアを開けて避難路を確保します。

【就寝中】

- ・枕や布団で頭を保護します。
- ・揺れが収まった時に足元に注意して退避します。

【バルコニー】

- ・素早く身をかがめ、履物を履いたまま室内に移動します。
- ・揺れが激しい場合は、ガラス戸が割れる場合があるのでガラスから」離れる。

② 2分~5分 火元の確認・初期消火

【火元の確認】

- ・大きな地震が発生した際には、火元の確認は揺れが収まった後に行います。揺れている最中に調理中の鍋谷夜間が転倒した場合、大けがを負ってしまう可能性があります。
- ・震度5強以上の揺れを感じた際には、ガスマーテーが自動的にガスを止めます。
慌てずに火元の始末を行います。

【初期消火】

- ・火災が発生した場合には、大声で周囲に知らせ、消火器などで書記消化を行います。
- ・初期消火を行う際には、「事前に避難経路を確保します。
- ・何かに火が付いた状況から、約2分で平面の火種が壁に燃え移ります。燃え広がっていく初期であれば、適切な消火によって消すことができます。
- ・火が天井まで達したら初期消火は不可能と判断し、自宅から避難します。この時点で判断を誤ると逃げ遅れる可能性が高くなります。

③ 5分~10分 避難路の確保・安全の確認

【避難路の確保】

- ・緊急地震速報などで事前に地震の揺れを察知した場合は、窓や玄関を開放し避難路を確保します。(出入口が歪んで、住戸内に閉じ込められる可能性があります)
- ・玄関扉があかない場合には、バルコニーから仕切り板を破って隣室に避難します。

日頃から、仕切り板付近にものを置かないようにします。

- ・玄関ドアが開かないときは「救助を求む」カードを指定の場所に貼り出します。

【安全確認】

- ・電気ブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉めます。
- ・電化製品の電源を切って、プラグをコンセントから抜きます。アイロンやドライヤーなどの熱器具は電気復旧後の通電火災の原因になりやすいと言われています。
- ・電気、須藤、ガスは安全確認ができるまで」使用を控えます。
- ・トイレは排水管の状況が確認できるまで使用せず、簡易トイレなどで対応します。

④ 10分～集合場所へ集合

【避難・自身の安否情報の発信】

- ・避難路を通って集合場所(6号棟～7号棟間の中庭プレイロット)に集まり、隣近所の居住者の状況を確認します。
- ・避難の際には「安否確認ステッカー」を北側和室窓に貼り付けます。

イ 共用部にいる時に地震が発生した場合

① 階段室

- ・強い揺れを感じた場合は、手すりにつかまって足元に注意し、速やかに階段を降ります。直ちに、建物から離れ、落下物に注意し、安全を確認しながら集合場所に」移動します。

② 駐輪場・駐車場

- ・駐輪場では自転車やバイクが転倒する場合があるので、すぐにその場を離れます。
- ・平面駐車場内でも、地震の震動で、駐車中の車が激しく動く場合がありますので、すぐに、その場を離れます。

(2) 発災時の活動の流れ

発災直後は、あらかじめ役割を決めていても、事前に取り決めたメンバーが在宅とは限らない為、発災当初は当ハイツ内にいる居住者が主体となって活動します。

発災直後の対策本部の活動としては、居住者の安否確認、安否情報の集約、救護所の開設を優先します。

各班の集合人数に偏りのある場合は、人数が不測している班への配置換えを行います。また、対策本部の絶対数が足りない場合は、在宅の居住者の中から班員を指名します。

各班からの情報や報告により、居住者の安否情報や、建物・設備の被害状況といった「内部情報」、地域の被害状況や、避難所の開設状況といった「外部情報」を把握し対策の検討や活動全体の指揮を執ります。

必要に応じて防災関係機関(警察・消防・区等)へ救助要請や被害状況を報告します。

当ハイツ事態に火災が発生している場合、あるいは火災が迫ってくる危険がある場合は居住者を適切な場所へ避難するように呼びかけます。

本部長は全体の動きを把握するため、対策本部に常駐し、活動指示に徹します。

- (3) 対策本部の体制 p10に記載
- (4) 対策本部の主な内容 p11に記載

p10、p11に記述された内容の概略

発災時のマンション全体の活動

- (5) 対策本部の活動場所
- ア 発災期 震災発生直後～1日目
- 住戸の活動 ~~各戸~~ 撫でて感じたら身の安全を囲り、~~危険な状況~~ 待機します。
あらかじめ役割を決めていても、災害時にメンバーが在宅しているとは限りません。
- 田名** 発災当初はマンション内にいる居住者が主体となって活動します。その場にいる居住者のみで対応ができる組織作りが求められます。 ~~具体的には、2231の内容をカード化、付与~~

危険な状況では、家族の安全、燃え撲滅で確認後、震度5強

次の場合は、消防隊幹部に集合する。

自動

前述について
ここには不要
となります

発災直後の対策本部の活動としては、居住者の安否確認、安否情報の集約、救護所の開設を優先します。

・ 対策本部の設置

あらかじめ対策本部設置の条件を決めておきます。

項目	内容
対策本部設置条件	震度5強
対策本部設置場所	管理組合集会所
対策本部設置者	対策本部長

「対策本部員名簿(様式1)」に定めたメンバーが中心となり、活動を開始します。

役割	氏名	部屋番号	電話番号	役職
対策本部長	佐藤 茂	113	090-3502-6271	自治会長
防火管理者	海老根 孝	431	090-8086-6177	自治会顧問
副本部長	島田 詠子	133	080-1149-8805	管理組合理事長
副本部長	斎藤 幹夫	833	045-8041162	管理組合副理事長
情報班長	関 進也	852	045-803-5750	防災拠点情報班長
教護班長	河上 親	921	080-2012-7377	自治会専門部長
誘導班長	星川 正志	733	090-3344-9747	自治会副会長
初期消火班長	小山 道夫	512	080-4878-8024	自治会専門部長

(2) 本部長・副本部長の活動

【班長の指名、班の再編成】

班長や班長代理が不在の場合は、各班長を指名します。

各班の集合人数に偏りがある場合は、人数が不足している班への配置換えを行います。

対策本部員の絶対数が足りない場合は、在宅の居住者の中から班員を指名します。

【情報の集約・全体の活動の指揮】

- 各班からの情報や報告等により、居住者の安否情報や、建物・設備の被害状況といった「内部情報」、地域の被害状況や、避難所の開設状況といった「外部情報」を把握し、対策の検討や活動全体の指揮をとります。
- 必要に応じて防災関係機関(警察・消防・区など)へ救助、応援要請や、被害状況を報告します。
- マンション自体に火災が発生している場合、あるいは火災が迫ってくる危険がある場合は、居住者を適切な場所へ避難するように呼びかけます。
- 本部長は全体の動きを把握するため、対策本部に常駐し、活動指示に徹します。

(3) 情報班の活動

【安否確認】

- 安全確保のため各棟2人1組で各住戸の安否確認を行い、その結果を「棟別安否情報シート(様式5)」に記入します。
 - 安否確認を行うことができた居住者には、「災害連絡カード(様式6)」を配布します。
 - 「安否確認ステッカー(様式4)」で救助や救護を求めている住戸や、ドアが壊れている等避難路の確保ができない住戸を確認した際は、救護班長を通じて救護班に対応を依頼します。
 - 「安否確認ステッカー(様式4)」が貼られておらず、安否確認できなかった住戸についてはテープなどで「連絡依頼書兼安否不明ステッカー(様式7)」をドアに貼り、帰宅した際の連絡を求めるとともに、継続して安否確認を行います。

【情報の整理・伝達】

- 「棟別安否情報シート(様式5)」に集められた情報を集約し、「対策本部安否情報シート(様式8)」に整理し、情報班長及び本部長・副本部長に報告します。
- 安否情報のほか、救護所の開設や建物・設備の状況などを必要に応じて掲示板や館内放送等を活用し、居住者へ伝達します。

(4) 救護班の活動

【閉じ込め者の救出】

- (ア) 備蓄倉庫から救助用資器材(バール、ハンマー等)を取り出し、閉じ込め者救助の用意をします。
- 救護班長の指示により救助用資器材を活用し、玄関のドアを開け、救助します。
 - 閉じ込め者に怪我が無い場合は、バルコニーの仕切り板や、避難はしごを用いて他の住戸から避難するように指示します。
 - 安否不明な要援護者の住戸については、応答がない場合、救助用資器材を活用し、

ドアを開けて安否を確認します。

緊急の場合はドアを壊し、立ち入ることを日頃から、居住者全員の共通認識として、共有しておきます。

【負傷者の誘導・応急手当】

・ 救護所を開設するまでは、芝生やプレイロットまたは住戸内などの安全な場所へ負傷者を誘導します。

- ・ 軽傷者は、各家庭の救急セットや備蓄物資の医薬品を使用し応急手当を行います。
- ・ 重傷者は、救護班長及び本部長・副本部長を通じて、消防署に救助を依頼します。
- ・ 消防署の到着が困難な場合には初期消火班の協力を得て、最寄りの緊急医療救護所へ搬送します。

・ (緊急医療救護所とは)

： 発災から72時間まで(超急性期まで)に、けがをした場合や、病気になった場合は、「救急告示医療機関」等に区が設置する緊急医療救護所でトリアージ(緊急度や重症度に応じて治療優先度を決めるこ)を実施します。そして、重症者は災害拠点病院へ、中等症者は災害拠点連携病院へそれぞれ移送し、軽症者には応急手当・避難所への誘導を行います。発災から72時間以降(急性期以降)は必要に応じて避難者が500人以上の避難所、福祉避難所等に医療救護所を設置します。

・ 最寄りの救急告示医療機関を確認します。

・ 重傷者の病院

「 」

・ 中等症者等

「 」

【救護所の開設】

・ 室内の安全確認後、【集会所・憩いの間】を救護所として開設します。

・ 利用者の情報を「救護所受付名簿(様式9)に集約し、名簿を作成します。

【負傷者と要援護者の誘導】

- ・ 救護所が開設したら必要に応じて負傷者、要援護者を誘導します。
- ・ 移動が困難な場合は、担架等を使用して搬送します。
- ・ 居住者の中に医師、看護師、介護経験者等がいる場合は協力を要請します。

(5) 初期消火班の活動

【初期消火活動】

- ・ 各部屋の出火状況を確認し、出火している部屋が有れば大声で周囲に知らせ、班員と協力し、初期消火を行います。
 - ・ 初期消火を行う際は、事前に避難経路を確保します。
 - ・ 火が天井まで達したら初期消火は不可能と判断し、消防署へ通報するとともに、安全班長及び本部

長・副本部長へ報告し、居住者の避難誘導をします。

【安全確認】

- ・建物や設備の安全確認を実施し、危険場所を把握した場合は、安全班長及び本部長・副本部長に報告します。
 - ・危険場所には表示をして、立ち入りを制限します。
- (チェックポイント)
 - ・建物：外壁や内壁のひび・崩落、ガラスの飛散 など
 - ・設備：給水管、排水管、など

震災発生から2日目～3日目

2日目以降になるとそれぞれの活動も徐々に落ち着き、帰宅者等により活動人員が確保しやすいことから、対策本部の態勢を充実させていきます。

(1) 本部長・副本部長の活動

新たに追加した物資班を含め、有志を募り各班の配置を指示します。

救護班は医療・看護・福祉関係者から、安全班は建築関係の居住者から選出します。

引き続き、各班からの情報や報告等により、建物内外の状況を把握し、対策の検討や活動全体の指揮を取ります。

防災関係機関、地域の町会・自治会と連携した活動を行います。

(2) 情報班の活動

【各戸の情報収集】

- ・安否確認ができず、「連絡依頼書兼安否不明ステッカー(様式7)」をドアに貼付けた不在者から帰宅の連絡を受けた際には、「災害連絡カード(様式6)」を渡します。
- ・帰宅者の情報は引き続き「棟別安否情報シート(様式5)」及び、「対策本部安否情報シート(様式8)」に整理し、情報班長及び本部長・副本部長へ報告します。
- ・安否情報のほか「災害連絡カード(様式6)」等から把握した情報をとりまとめ、必要に応じて情報班長及び本部長・副本部長へ報告します。
- ・救護が必要な住戸がある場合には、救護班長を通じて救護班へ活動を依頼します。

【情報の整理・発信】

- ・防災行政無線や、防災・緊急情報メール、または、近隣の避難所などに出向く等、情報収集を行います。
- ・建物内外の情報を把握し、掲示板で連絡事項を居住者に伝えます。

(2) 救護班の活動

【救護所の運営】

- ・組織の再編成により、医療・看護・福祉関係者は救護所での活動に従事します。
- ・手当完了後の対応(帰宅等)を含め、利用者の状況を「救護所受付名簿(様式9)」に記入します。

【負傷者の搬送・誘導】

- ・引き続き負傷者、要援護者など救護が必要な方を救護所へ誘導し、必要に応じ避難所または、緊急医療救護所へ搬送、誘導を行います。

(3) 初期消火班の活動

【建物・設備の安全確保】

- ・各理事協力のもと、点検する。

【防犯活動】

- ・南ハイツの見回りを行います。
- ・地域の町会・自治会が行う防犯活動に協力します。

(5) 給食・給水班の活動

【備蓄品の管理・配布】

- ・「災害連絡カード(様式6)」などから飲料水、食糧が必要な住戸を確認し、必要な物資を把握します。
- ・「備蓄物資配布リスト(様式11)」を作成し、給食・給水班長及び本部長・副本部長へ報告します。
- ・状況に応じて配布ルールを作り、本部長・副本部長の指示により各住戸に物資を配布し「備蓄物資配布リスト(様式10)」に配布状況を記入します。
- ・各階段に班員を配置し、上下階のリレー方式で物資を配布します。
- ・備蓄物資の使用状況を管理します。

【飲料水の確保】

- ・水は各家庭での用意が原則ですが、もしも飲料水が不足する場合は、防災拠点の受水槽から、水を運搬します。

(給水拠点とは)

大地震が発生し、断水になったときでも、応急給水槽や浄水場・給水所などの給水拠点で、応急給水を受けることができます。（中和田中学校地域防災拠点）

【救援物資の確保】

- ・避難所との連携を円滑にするため、避難所運営に協力します。
- ・物資が不足する場合は避難所と調整を行ったうえで救援物資を運搬し、マンション内で保管・管理
- ・配布を行います。

【臨時ごみ集積場所】

- ・ごみは各住戸での保管を徹底します。

● 4日目以降(復旧期)

被災生活期(2日目～3日目)の活動を継続しますが、ライフラインの復旧状況により活動体制を縮小し、段階的に平常時の態勢に移行していきます。活動態勢の縮小は、電気の復旧を目安とします。

(1) 情報班の活動

【情報の管理】

- ・電気、が復旧して各住戸との連絡が可能になり、災害対策上問題ないと判断した時点で活動を縮小

します。

- ・安否確認については、全居住者の状況が把握できるまで継続します。

【地域情報の提供】

- ・避難所、地域の町会・自治会の情報を把握し、引き続き掲示板で居住者に情報を提供します。

(2) 救護班の活動

【救護所の閉鎖】

- ・安全が確認されたら、負傷者・要援護者を自宅、あるいは医療機関に引き渡し、利用者がいなくなった段階で救護所を閉鎖します。

【救護活動】

- ・在宅での救護活動を行っている方に対しては、支援の必要の有無を本人または家族に確認します。

(3) 初期消火班の活動

【建物・設備の安全確保】

- ・管理人による管理態勢が整った段階で、平常時の管理態勢に移行します。

【防犯活動】

- ・地域の防犯活動は地域の町会・自治会等と協議のうえ、活動を縮小します。

(4) 給食・給水班の活動

【備蓄品、救援物資の配布】

- ・食料や日用品が不足している場合は、避難所と調整し、救援物資の確保・管理・配布を継続します。

【ごみ処理】

- ・各戸のごみをごみ集積場所へ運搬するように居住者へ指示します。
- ・ごみ集積のルールの徹底と、ごみ集積場所の管理を継続します。

(5) 対策本部の活動

【対策本部の廃止】

各班の活動状況を把握し、縮小・廃止を指示します。

- ・本部長の判断で対策本部を廃止し、平常時の態勢へ移行します。

様式集

- 様式 1 対策本部員名簿
- 様式 2 居住者名簿
- 様式 3 災害時要援護者名簿
- 様式 4 安否確認カード
- 様式 5 棟別安否情報シート
- 様式 6 災害連絡カード
- 様式 7 連絡依頼書兼安否不明ステッカー
- 様式 8 対策本部安否情報シート
- 様式 9 救護所受付名簿
- 様式 10 災害備蓄庫物資リスト

資料1：もしもにそなえよう。（泉区震災対策パンフレット）

資料2：オフィス家具等の転倒防止対策の例（消防庁）

様式1 対策本部員名簿

役割		氏名	部屋番号	連絡先
本部長（防火管理者）	佐藤 茂	1-113	090-3502-6271	
防火管理者	海老根 孝	4-431	090-8086-6177	
副本部長	島田 詠子	1-133	080-1149-8805	
副本部長	斎藤 幹夫	8-833	045-804-1162	
情報班	班長	関 進也	8-852	045-803-5750
	副班長	佐藤 京子	1-113	080-5478-4574
救護班	班長	河上 親	9-921	080-2012-7377
	副班長	羽鳥 由美子	2-253	045-801-9092
誘導班	班長	星川 正志	7-733	090-3344-9747
	副班長	本間 順一	6-646	045-802-0456
給食班	班長	秋元 幸子	2-211	090-5809-9218
	副班長	谷 サチ子	6-636	090-4663-2501
初期消火班	消防団	小林 司	1-132	090-8165-8437
	消防団	内田 康浩	4-412	045-801-9275
	班長	小山 道夫	5-512	080-4878-8024
	副班長	岡村 栄治	5-543	090-1209-8948

様式2 居住者名簿

部屋番号	居住者代表者名	連絡先	居住人数	区分所有者氏名	連絡先
101					
102					
103					
104					
111					
112					
113					
114					
121					
122					
123					
124					
131					
132					
133					
134					
141					

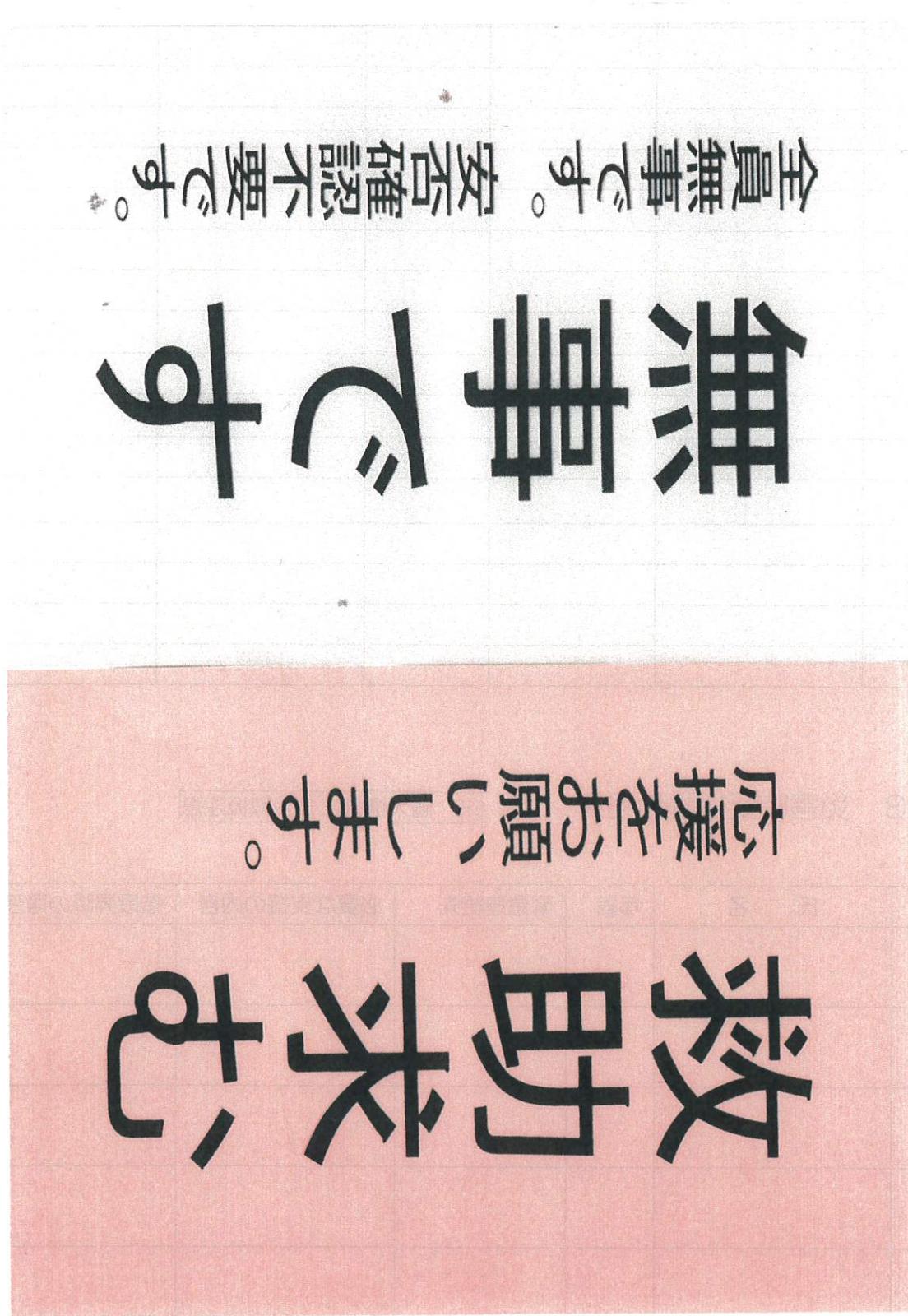
様式3 災害時要援護者名簿

※ 個人情報につき取扱注意

部屋	氏 名	年齢	緊急連絡先	必要な支援の内容	階段昇降の可否

様式4 安否確認カード

- 家族等の安全を確認し、安否確認が不要な場合は黄色を表示
- 救助を必要な場合は、赤を表示



様式5 棟別安否情報シート

様式6 災害連絡カード

代表者氏名		電話	
号室		携帯電話	
居住人数		その他	
	室内の被害状況		
	居住者の安否		
	負傷者の有無・状況		
	要援護者の有無・状況		
今後の生活状況	<input type="checkbox"/> 自宅で生活 <input type="checkbox"/> 市町村の指定避難場所へ避難：中和田中学校 <input type="checkbox"/> 親戚等へ疎開 疎開先：氏名（_____） 住所：（_____） 電話：（_____） その他（_____）		
要望事項・不足している物資など			
各棟の対処			
本部への要望			

***** キリトリ線 *****

■被災生活の注意事項（内容を確認し、目立つところに張って下さい。）

- 余震に備えて、物が倒れてこない安全な場所を作る。
- 点検が終わるまで、水道、電気、ガス、トイレは使用しない。
- ごみ、トイレの汚物は各戸で保管する。（ベランダなど）
- 災害情報は、携帯ラジオから得る。
- 移動や疎開の際は、対策本部に届ける。
- 移動、外出は電気ブレーカー、ガス、水道の元栓を閉じ、避難する。

※緊急時の連絡先

情報班長（ ）： 号室)
 情報班員（ ）： 号室)

様式7 連絡依頼書安否不明ステッカー

対策本部からのお願い
()号室様

居住者の安否を確認しています。

帰宅されたら

- (○○○号室)
- (○○○号室)
- (○○○号室)

のいずれかまでご連絡ください。

連材の状況をご説明し
「災害連絡カード」をお渡しします。

様式8 対策本部安否情報シート

※「個別安否情報シート」の記載内容をもとに作成。

記載方法：無事確認→『○』。未確認→『一』。負傷、要援護等→内容記載

部屋番号	1棟	2棟	3棟	4棟	5棟	6棟	7棟	8棟	9棟

様式9 救護所受付名簿

月・日 時間	氏名	性別	年齢	号室	来所理由 必要な支援	その後の状況(帰宅、移動、内容等)

様式 10 災害備蓄庫物資リスト

番号	購入年度	資 材 名	個数	備 考
1	平成25年	防災ヘルメット	30	緊急時役員用
2	25年	ハンドマイク	2	
3	25年	担架 2個	2	
4	25年	布製担架	3	
5	25年	キャリーセット(スコップ・ツルハシ・ハンマー等)	3	
6	25年	簡易トイレ(凝固剤・排便袋)	200	全世帯分
7	25年	テント	1	
8	25年	ポリタンク 10㍑用	200	全世帯分
9	25年	滑り止め軍手	15	
10	25年	防災拠点用ブルゾン	20	
11	26年	リヤカー(折りたたみ式)	2	
12	26年	充電式ライト(ラジオ式)	2	
13	26年	ジャッキ	1	
14	26年	救急医療セット	2	
15	26年	発電機一式(コードリール・三脚)	1	
16	26年	投光器1式	1	
17	26年	バケツ	5	
18	26年	カセットコンロ(予備ボンベ含む)	5	
19	26年	ガスボンベ	5	
20	26年	トラロープ 12mm×200m	5	
21	26年	防寒具(アルミシート)	20	
22	26年	ブルーシート	5	
23	27年	レスキューツールセット	2	
24	27年	イージーステップ3輪キャリー	3	
25	29年	たためるバケツ ツイスター	10	
26	29年	防寒具(アルミシート)	50	
27	令和 2年	インバータ搭載発電機 900VA	2	
28	2年	アルミ強力LEDヘッドライト	6	
29	2年	寝袋(アルミ)	100	
30	3年	非接触温度計添付リード	3	
31	3年	エレコム 雷ガードタップ6ケロ	5	
32	4年	発電機ポータブル電源ソーラーパネル	1	

これは泉区役所より、全世帯に配布されております。常に身近なところご覧下さい。



日頃の準備

1-2 震災に備えた備蓄をしよう

発災直後は、インフラが停止したり、食料・日用品の購入が困難になります。そのため、普段と変わらない生活を自宅で送れるよう、備えをしておくことが大切です。下の例を参考に必要な物を用意しましょう。

備蓄品の例

- 飲料水・食料品
 - 飲料水 (1人1日3リットル)
 - 食料
 - *商品アレルギーのある方は、自分に合ったものを選んでください。
- 停電に備えた備蓄
 - LEDランタン
 - 予備の乾電池
 - モバイルバッテリー
 - クーラーボックス
 - 携帯電灯
 - 男手ラジオ
 - ポータブル電源
 - 保冷剤
- 断水に備えた備蓄
 - ボリタング (給水用)
 - からし搾きウキットド tail
 - ウエットティッシュ
 - 個包装カート・液体備蓄
 - ラップ
 - ポリ袋
 - 紙団・紙コップ
 - トイレ
 - トイレバブ
 - おむつ (1歳未満)
 - おむつカセット
 - おむつサック
 - おむつ洗濯ネット
 - おむつ袋
 - おむつ
 - おむつベビーパー
 - 石鹼
- その他日用品
 - はさみ
 - 万能ナイフ
 - 使い捨て手袋
 - マッチ・ライター
 - ティッシュ
 - 生理用品
 - 救急セット
 - 常識
 - ハンカチ
 - パスタオル
 - 猫砂
 - ゴミ袋 (45~60リットル)
 - おひひき
 - 粉ミルク (6ヶ月以上)
 - スプーン・ストロー
 - 常備薬
 - 開封済み手帳・お薬手帳
 - おむつ・紙パンツ
 - 調理器具等の予備
 - フード・水
 - 家族食・薬
 - 予備の首輪
 - 伸縮しないリード
 - ペットシーツ・真皮処理用品
 - ケージ・キャリー・バッグ
 - 食器
 - ウエットティッシュ
 - ペット安心手帳
 - 新聞紙
 - ピニール袋

目標は1週間分! 最低でも3日の備蓄をしましょう。

ガスが停止した時のため

- ガセットコンロ
- カセットコンベ

ガセドコンボ用の予備燃料を適量おさえて、運び出してください。
ガセドコンボは1人1㍑程度あります。

6

わが家の連絡帳

消防局の連絡方法や集合場所、緊急時の連絡先などを家族で話し合い、確認したことを、下の欄に書き込みましょう。

地域の基本情報 泉区防災マップから複数して記入しましょう

家族の集合場所	自治会・町内会
地域防災拠点	広域避難場所

連絡先一覧

家族の連絡先一覧	連絡先	メモ (例: 電話などの家族以外の連絡先)
氏名		

その他(学校、健育施設、遊び場、かかりつけ医など)

項目	名前	連絡先	災害時の対応方法(おほかの方法など)

共通の連絡先

連絡先	
-----	--

ご近所の方

連絡先	
-----	--

家族の約束事 大地震が起きたら○○さんに声掛けに行くなど

地震発生時の三か条

1 その場に合った身の安全

まずは身の安全を固め、揺れが収まるまで様子をみよう。

2 すばやく火の始末

揺れがおさまってから、慌てず火の始末をしよう。

3 となり近所の助け合い

確かめ合おう! わが家の安全。

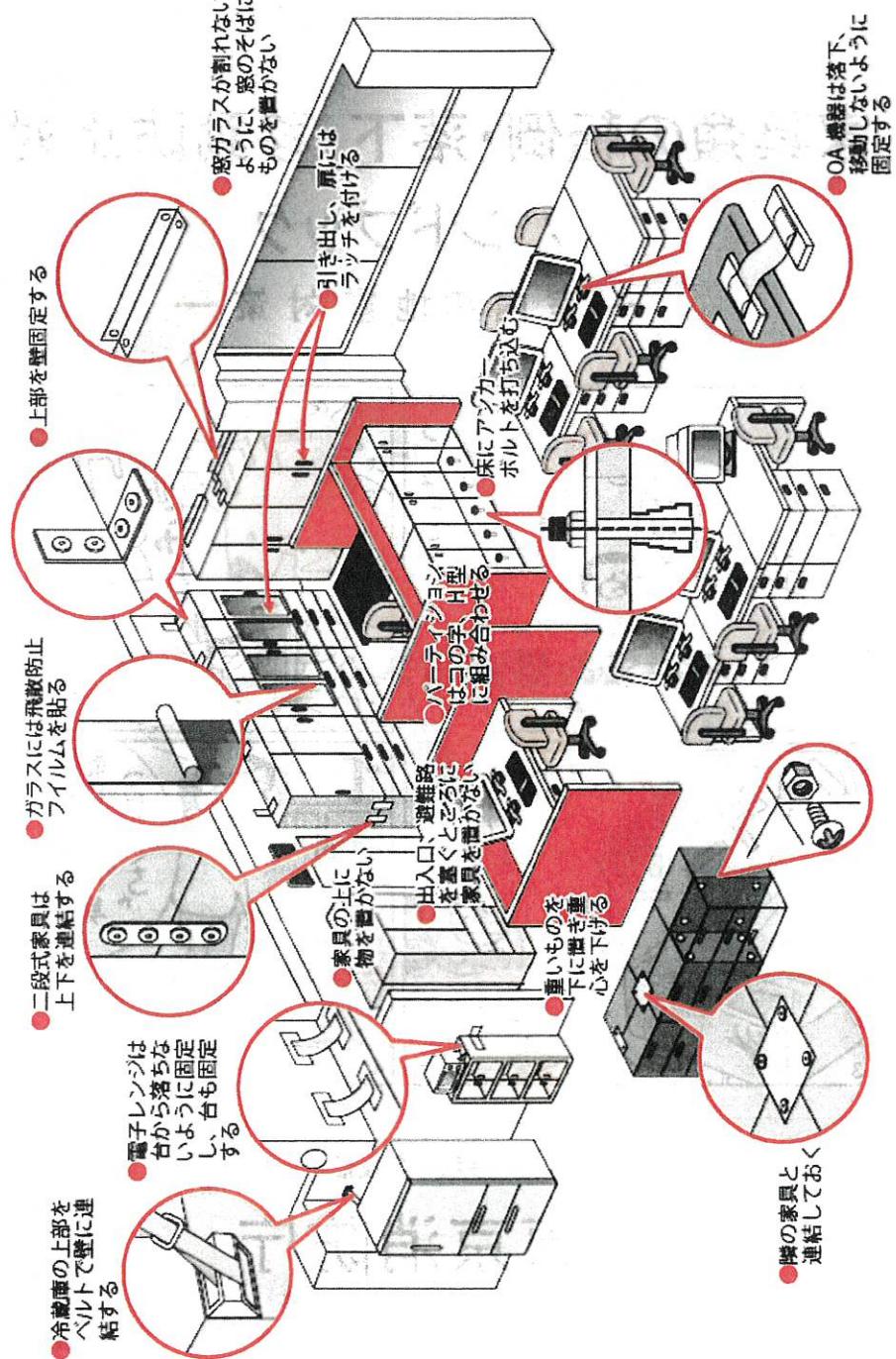
となり近所の協力は大きな力になります。

**泉区役所
防災担当**

発行: 横浜市泉区役務課
〒245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1
☎ 045-800-2309 ☎ 045-800-2505

令和4年10月初版発行
令和6年4月第二版発行

オフィス家具等の転倒防止対策の例



(*) 一部加筆



発行 和泉中央南ハイツ災害対策本部
和泉中央南ハイツ管理組合
和泉中央南ハイツ自治会

090-3502-6271
045-803-5298
090-3502-6271
令和7年4月1日発行